

## 京都市会の理念（案）

日本国憲法に基づく地方公共団体における二元代表制は、首長と議会が互いに民意を代表し、市民に身近な政策を議論し、実行していくものであり、議会には、より緊張した監視、点検、評価機能とともに、活発な政策提言が不可欠である。

同時に、平成12年に地方分権一括法が施行され、地域の特色を生かした住民福祉の向上と地域経済の活性化等の施策を充実するうえで、今まで以上に地方議会の権能強化が求められている。

二重行政や縦割りの弊害を克服する「真の地方分権」への道を拓くには、市民の信託を受けた議会こそが、地方自治の改革を推進する責務を有する。

一方、京都市は、明治以来の町衆自治の伝統があり、他の大都市に先駆けて新しい制度に挑戦してきた名誉ある歴史を有するとともに、伝統と現代が共存し、世界の観光客を魅了する「文化の首都」であり、多くの学生が学び、多世代が融合する知恵先進都市でもある。

京都市会は、進取の気風で逆境を乗り越えた先人に学び、多様な民意を代表し、京都市の持つ特色を最大に生かし、市政の発展、住民福祉の向上に寄与するため、以下のとおり、次の事項を京都市会の理念とする。

### 1 地方分権と地方自治

市会は、市民が主体となり、市民の意思と責任において行うという住民自治の原則に則り、市民及び各種団体などの多様な意見を十分に反映しなければならない。また、市民と協働して、市民生活の向上を図るとともに、希望あふれる京都のまちづくりを進める責任を持つ。

そのために、国から地方へ権限や財源等が移譲されるなど自立した地方自治のために取り組むとともに、市民参加が保障された市会を構築していかなければならない。

京都市会が先頭に立って、地方分権時代にふさわしい真の地方自治を京都で確立していく。

## 2 市民と議会との関係

市会及び議員は、常に市民の代表としての自覚を持ち、市民へ適切に情報を公開し、積極的に市民意見を聴く取組を進め、常に市民の側に立った市会でなければならない。

また、市会自らの活動と評価を市民に報告し、市民理解を得るよう努めなければならない。

## 3 議会の権能と役割

市会は、多様な民意を議論し、合意形成を図る意思決定機関であると同時に、市長など執行機関に対する監視義務を果たす責任がある。したがって、市会及び議員は、行政監視力及び政策提案力を不断に充実させていかななければならない。また、合議過程が市民に見えるよう取り組む。

そのために、討議、政務調査活動、議会運営体制などの在り方、市会や議員の保障されるべき権能及び専門的知見の活用について、市会自らが明確にしなければならない。

## 4 市長など執行機関と議会との関係

市会は、二代表制の下、市長と同じく市民の信託を受けた議員によって構成される。したがって、市長など執行機関と適切な緊張関係を保ちながら、行政監視及び合意形成による市民意見の反映を十分に果たしていく責務を負う。

## 5 議会及び議員としての使命

市会は、市民の福祉の増進と京都市の発展に取り組むことをその使命とする。

市会及び議員に求められる法令遵守はもとより、市民の代表たるべき行動基準を明確にすると同時に、市会改革の取組を通して、使命を果たすにふさわしい市会であるよう努めなければならない。

以 上